

(仮称)五条駅前バスターミナル待合所ネーミングライツパートナー

提案要領

1 趣旨

この要領は、五條市ネーミングライツ事業実施要綱（令和6年8月五條市告示第168号）第7条の規定に基づき、特定募集型のネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとします。

2 ネーミングライツ事業の概要

(1) ネーミングライツ事業は、本市と民間事業者等との契約により、市有施設、市のイベント等に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、本市と契約した民間事業者等から対価を得る事業です。

(2) ネーミングライツは愛称を付与するものであり、条例等で定める施設等の本来の名称を変更するものではありません。また、施設の所有権、経営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

3 事業の手続きの流れ

- ① ネーミングライツパートナーの募集
- ② 五條市広告審査会による審査（優先交渉権者の決定）
- ③ 優先交渉権者との協議
- ④ ネーミングライツパートナーの決定
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 施設表示等の設置
- ⑦ 愛称の使用開始

4 ネーミングライツパートナーを募集する施設

施設名	(仮称)五条駅前バスターミナル待合所
所在地	五條市須恵3丁目 地内（JR五条駅前）
施設概要	現在、整備中。令和8年6月末竣工予定。
延べ面積	183.60 m ²
構造	鉄骨造・木造
階数	1階

※別添、イメージ図等参照。

5 契約期間

本市とネーミングライツパートナーとは、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。契約期間は、令和8年6月中から令和13年3月31日までの期間とします。

6 提案について

(1) 提案資格

法人を対象とします。ただし、次のいずれかに該当する者は、ネーミングライツ事業に提案できません。

- ア 業種又は事業者が五條市広告掲載基準第2条の規定に該当する者。
- イ 指定管理者制度導入（予定）施設については、現在の指定管理者の事業目的と競合する事業を行う者。ただし、現在の指定管理者及びその関連企業を除く。

(2) 提案方法

提案書類を下記の提出場所に持参、郵送、電子メールのいずれかで提出してください。これ以外の方法による提出は認められません。

〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

五條市 都市整備部 都市計画課 都市計画係

電子メール tokei@city.gojo.lg.jp

(3) 提案期間

令和8年4月1日（水）～令和8年5月1日（金）

ただし、持参の場合は上記期間のうち、平日午前9時から午後5時までのみ受け付けます。また、郵送の場合は、当日消印有効とします。

(4) 提案書類

提案時には、次の書類を提出してください。持参又は郵送で提出する場合、提出部数は正本1部、副本8部とします。また、電子メールで提出する場合はPDFデータとし、証明書等は電子証明書または原本をスキャンしたもの（写し）とします。なお、各種書類は提出日の3か月以内に作成・発行したものとします。

- ① 五條市ネーミングライツ事業提案書（様式1号）
- ② 法人等の概要（様式2号）
- ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ④ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- ⑤ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（直近の事業年度分）

- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことを証するもの）
- ⑦ 主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書（未納がないことを証するもの）
- (5) 現地説明会
現地説明会は実施しません。
- (6) 提案に関する質問
提案に関する質問は、まとめて1回のみとし次のとおり電子メールによる質問書（様式3号）の提出に限り受け付けます。
 - ア. 受付期間
令和8年4月1日（月）から令和8年4月23日（木）正午まで
 - イ. 提出方法
電子メールで「14 提案に関する事務を担当する組織の名称、所在地等」記載の E-mail アドレス宛に質問書（様式3号）を送付してください。
※電子メールの件名は、「ネーミングライツ [(仮称)五條駅前バスターミナル待合所] に関する質問【法人名】」としてください。
 - ウ. 回答方法
質問があった場合、令和8年4月27日（月）午後5時まで、随時、質問及び回答の内容を五條市ホームページに掲載（更新）予定をしています。
なお、本件提案に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限りません。

7 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、年間あたり50万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を最低提案額とします。

契約時期が年度(4月1日から翌年3月31日まで)途中からなる場合、初年度のネーミングライツ料は、月割りにより按分計算します。

8 愛称の表記

愛称の表記については、五條市広告掲載要綱(平成20年1月五條市告示第1号)第3条及び五條市広告掲載基準第3条の規定を準用するものとします。

9 審査方法

- (1) 審査会による審査

五條市広告審査会（以下「審査会」という。）において、五條市ネーミングライツパートナー審査基準に基づき、団体等からの提案内容について審査します。

なお、審査会開催時期は、令和8年5月中旬～下旬で予定しています。開催日時等につきましては、提案者に対して電子メールにてお知らせします。

(2) 審査項目及び審査ポイント

次の視点で審査項目を定め、総合的に判断します。

ア ネーミングライツ料：提案金額の妥当性

※「7 ネーミングライツ料」に記載の最低提案額以上の額であること。

イ 愛称：親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性

市民や利用者等にとって親しみやすい、わかりやすい、よびやすいものとする。

※当該施設等の利用に支障のない愛称とすること。

ウ 応募団体等：決算報告書等による経営状況、安定性

エ 契約期間：提案期間の妥当性

※令和8年6月中から令和13年3月31日までの期間とする。

オ 事業計画：看板等の表示変更、事業計画の妥当性

※看板の設置場所等については、別紙図面を参照すること。

※看板等のサイズ、色彩等にあつては、奈良県屋外広告物条例等を遵守するものとする。

※当該施設等の利用に支障のない意匠にすること。

※欄が不足する場合は、「別紙」と記入し別途資料を作成すること。

カ 地域貢献等：地域貢献の理念、活動実績、今後の活動等

※内容については、明瞭かつ具体的に記載すること。

※欄が不足する場合は、「別紙」と記入し別途資料を作成すること。

(3) その他

その他審査に際し必要な事項は、五條市ネーミングライツパートナー審

査基準において定めます。

1 0 ネーミングライツパートナーの決定及び公表

(1) ネーミングライツパートナーの決定と契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合は、ネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点順位の応募者と協議を行い、ネーミングライツパートナーを決定できるものとします。

(2) 契約終了時の交渉

ネーミングライツパートナーは、本件における契約と同条件以上の提案を行う場合、次回契約期間において、審査の上、優先的に交渉できることとします。

(3) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナー決定後、すみやかに当該団体等の名称、施設等の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等を本市ホームページ等により公表します。

1 1 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や 市ホームページの表示変更	○	

※敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※ネーミングライツパートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料のほかに別途負担していただきます。

1 2 ネーミングライツ料の支払いについて

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度、4月末日までに行うものとし、支払い方法については、一括払いとします。なお、契約初年度においては、別途協議の上、市が請求を行ってから原則30日以内を納付期限とします。

13 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、本市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、当該年度分のネーミングライツ料は返還しないこととします。

14 提案に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

五條市 都市整備部 都市計画課 都市計画係

電話 0747-22-4001 (内線283)

FAX 0747-24-4626

電子メール tokei@city.gojo.lg.jp

五條市ホームページ <https://www.city.gojo.lg.jp>

15 その他

その他、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、別に定めます。